

ウェルビーイング推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は組織が意欲的に働くことができる職場環境の整備により、従業員エンゲージメントが向上し、従業員の身体的、精神的、社会的に良好な状態（ウェルビーイング）を保つことで、企業の持続的な成長と県内経済の活性化を図るため、組織の従業員エンゲージメントの測定に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) この要綱において「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業、並びにCSOいずれかに該当する者をいう。
※ CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、特定非営利活動法人等の組織・団体をいう。
- (2) この要綱において「従業員調査」とは、エンゲージメントサーベイ等の組織の従業員のエンゲージメント（仕事にやりがい（誇り）を感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得ている状態や、企業などの所属組織への貢献意欲を指すもの。）を測定する調査をいう。
- (3) この要綱において「対象労働者」とは、従業員調査の対象となる労働者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内企業の中小企業等であること。
 - (2) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象事業は、従業員エンゲージメント向上のために組織が新たに従業員調査を行うものであって、次の要件を満たすものとする。

(1) 調査の目的、内容、実施頻度、結果のフィードバック等について、調査実施前に予め対象労働者に周知・事前説明を行うこと。

(2) 補助期間内に、次のア～オまでをすべて行っていること。

ア. 調査の実施から終了

イ. 調査結果の分析・とりまとめ

ウ. 対象労働者へのフィードバック

エ. 調査結果を踏まえた職場環境に係る改善方策の検討・整理

オ. 調査結果を踏まえた職場環境に係る改善方策について対象労働者へ説明

(3) 実施にあたり費用が発生する場合、全額事業主が負担するものであること。

(4) 調査項目について、以下の内容を反映させること。

ア. 次のうち1つ以上を質問項目として設定すること。

- ・仕事に対するやりがい測定する項目
- ・仕事への熱意を測定する項目
- ・仕事から得る活力を測定する項目
- ・組織が目指す方向性への理解を測定する項目
- ・従業員個人の目指す方向性と組織の目指す方向性との重なりを測定する項目
- ・組織への貢献意欲を測定する項目
- ・そのほか、事業主の抱える課題に対応するために必要な事項を測定する項目
(人間関係、職場環境、ワークライフバランスに関する項目などを想定)

イ. 3つ以上の質問項目を設けること。

ウ. 趣味・思考を尋ねる項目など調査の目的にそぐわない質問項目が入っていないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助対象期間)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助対象期間は、以下のとおりとする。

補助対象事業	補助金等	補助対象期間
従業員調査に係る委託料	・補助率 2分の1 ・補助上限額 15万円	補助対象年度の3月20日まで

2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書（様式第2-1号）を知事に提出して、承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第2-2号）を知事に提出して、承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業の成果報告について県から協力を求められた場合は協力すること。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令もしくは指示に違反した場合
- (2) この要綱及び規則に違反した場合
- (3) 不正な申請をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けた場合を含む）10日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書（様

式第 3 号) を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書(様式第 4 号) を知事に提出しなければならない。

(補助事業終了後の事業進捗状況の報告又は調査)

第 13 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業終了後の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 15 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から適用する。